（様式第１号）

平成　年　月　日

茨城空港利用促進等協議会

会長　　橋　本　　昌　　殿

〒

所在地

事業者名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　㊞

（担当者）

電話番号

茨城空港チャーター便運航支援助成金交付申請書

　茨城空港チャーター便運航支援助成金要綱に基づく助成金の交付を受けたいので、同要綱第５条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１　助成金申請（見込み）額　　　金　　　　　　　　　　円

２　運航路線　　　　　　　　　　　　　　　－　　　　　線

３　航空会社（国籍）　　　　　　　　　　　　　　　　　　（国籍：　　　）

４　運航計画

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 運航日 | 便名 | 出発空港・到着空港 | 提供座席数 | 備考 |
|  |  |  | 　　 |  |

※　用機する旅行業者が複数ある場合は、旅行業者毎の提供座席数（見込み）を記載すること。

【添付資料】

　・チャーター機の運航を証明する書類の写し

・提供座席数を証明する書類の写し

　・インバウンドチャーターの場合は、県内宿泊施設に１泊以上宿泊することが計画されていることを証明する書類の写し

・その他助成金の交付に関して会長が必要と認めるもの

（様式第２号）

平成　年　月　日

　　　　　　　　　　　殿

茨城空港利用促進等協議会

会長　　橋　本　　昌

茨城空港チャーター便運航支援助成金交付決定通知書

　　平成　年　月　日付けで交付申請のあった茨城空港チャーター便運航支援助成金交付要綱に基づく助成金について、同要綱第６条に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

助成金の額　　　　　金　　　　　　　　　　　　円

（様式第３号）

平成　　年　　月　　日

茨城空港利用促進等協議会

会長　　橋　本　　昌　様

〒

所在地

事業者名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　㊞

（担当者）

電話番号

茨城空港チャーター便運航支援助成金変更交付申請書

平成　　年　　月　　日で交付決定通知のあった茨城空港チャーター便運航支援助成金要綱に基づく助成金について、下記のとおり変更したいので、承認されるよう、同要綱第７条第１項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

１　変更の理由

　２　既交付決定額

　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　変更交付申請額

　　　　　　　　　　　　　　　　円

４　変更後の運航計画

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 運航日 | 便名 | 出発空港・到着空港 | 提供座席数 | 備考 |
|  |  |  | 　　 |  |

【添付資料】

　・変更内容を証明する書類の写し

（様式第４号）

平成　年　月　日

　　　　　　　　　　殿

茨城空港利用促進等協議会

会長　　橋　本　　昌

茨城空港チャーター便運航支援助成金変更交付決定通知書

　平成　　年　　月　　日付けで変更交付申請のあった茨城空港チャーター便運航支援助成金交付要綱に基づく助成金について、同要綱第７条第２項に基づき、下記のとおり変更交付決定したので通知します。

記

１　既交付決定額

　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　変更交付決定額

　　　　　　　　　　　　　　　円

（様式第５号）

平成　年　月　日

茨城空港利用促進等協議会

会長　橋　本　　昌　　　殿

〒

所在地

事業者名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　㊞

（担当者）

電話番号

茨城空港チャーター便運航支援助成金実績報告書

　平成　　年　　月　　日付けで交付決定を受けた茨城空港チャーター便運航支援助成金交付要綱に基づく助成金について、同要綱第８条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり実績を報告します。

記

　１　交付決定額　　　　　　　　　　　　円

　２　事業実施額　　　　　　　　　　　　円

　３　運航実績

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 運航日 | 便名 | 出発空港・到着空港 | 搭乗実績数 | 備考 |
|  |  |  | 　　 |  |

【添付資料】

　 ・搭乗実績数を証明する書類の写し

　 ・インバウンドチャーターの場合は、宿泊を証明する書類

（様式第６号）

平成　年　月　日

　　　　　　　　　　殿

茨城空港利用促進等協議会

会長　　橋　本　　昌

茨城空港チャーター便運航支援助成金交付確定通知書

　平成　　年　　月　　日付けで実績報告のあった茨城空港チャーター便運航支援助成金交付要綱に基づく助成金について、同要綱第９条に基づき、下記のとおり助成金の額を確定したので通知します。

記

　助成金確定額　　　　　金　　　　　　　　　　　　円

（様式第７号）

平成　年　月　日

茨城空港利用促進等協議会

会長　橋　本　　昌　　　殿

〒

所在地

事業者名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　㊞

（担当者）

電話番号

茨城空港チャーター便運航支援助成金請求書

平成　年　月　日付けで額の確定を受けた茨城空港チャーター便運航支援助成金交付要綱に基づく助成金について、同要綱第１０条の規定により、下記のとおり請求します。

記

助成金請求額　　金　　　　　　　　　　　　円

|  |  |
| --- | --- |
| 取引金融機関名 |  銀行 支店 |
| 口座番号 | 普通・当座 |
| 口座名義 | （カタカナ） |

（参考様式）

平成　　年　　月　　日

宿 泊 証 明 書

下記のとおり茨城空港利用の国際チャーター便による宿泊を証明します。

|  |  |
| --- | --- |
| ツアーの名称（団体･ｸﾞﾙｰﾌﾟ名等） |  |
| 利用航空会社名 |  |
| 取扱旅行会社名 |  |
| 宿泊期間 | 　　 年　 月　 日（　）　　～ 　　 年　 月　 日（　）　　　（ＩＮ）　　　　　　　　　　（ＯＵＴ） |
| 宿泊者数 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | 人（宿泊者数） |

 |

|  |  |
| --- | --- |
| 宿泊施設 | 名称(施設名)　所在地代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞(記載者氏名 ) |

※宿泊者数は、ツアー参加者（団体･ｸﾞﾙｰﾌﾟ）とし、乗務員等は除きます。

※宿泊施設専用様式でも可としますが、必ず利用したチャーター便名を記載してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 交付対象事業等 | 助成金交付額 | 備　考 |
| 国際線 | アウトバウンドチャーター | 対象事業：茨城空港において、アウトバウンド旅客の輸送を目的とするチャーター便の運航事業助成要件：茨城空港の定期路線の誘致又は運航再開に資すると認められる路線であること。ただし、既に定期便（定期プログラムチャーターを含む）が就航している国・地域を除く。対 象 者：チャーター機を用機する旅行業者 | 助成額：提供座席（実績）1席当たり10,000円以内（1往復）　　　 | ○複数の旅行業者で共同して用機する場合は、助成額を各社の提供座席数により按分する。なお、この場合は、各社それぞれから交付申請することができる。（算出方法）按分率＝申請者の提供座席数／当該チャーター便の総提供座席数×１００○他空港とのオープンジョー又は片道フェリー便の場合は、助成額を半額とする。 |
| インバウンドチャーター | 対象事業：茨城空港において、インバウンド旅客の輸送を目的とするチャーター便の運航事業助成要件：茨城空港の定期路線の誘致又は運航再開に資すると認められる路線であること。ただし、既に定期便（定期プログラムチャーターを含む）が就航している国・地域を除く。：県内宿泊施設に１泊以上宿泊すること。対 象 者：チャーター機を用機する旅行業者又はチャーター機を運航する航空会社 | 助成額：提供座席（実績）1席当たり10,000円以内（1往復） |
| 双方向チャーター | 対象事業：茨城空港において、アウトバウンド旅客及びインバウンド旅客の両方の輸送を目的とするチャーター便の運航事業助成要件：アウトバウンドチャーター及びインバウンドチャーターそれぞれの助成要件によるものとする。　　　　　対 象 者：①アウトバウンド　チャーター機を用機する旅行業者②インバウンドチャーター機を用機する旅行業者又はチャーター機を運航する航空会社①及び②それぞれから交付申請ができる。 | 助成額：提供座席（実績）1席当たり10,000円以内（1往復） |

（別表）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 交付対象事業等 | 助成金交付額 | 備考 |
| 国内線 | アウトバウンドチャーター | 対象事業：茨城空港において、アウトバウンド旅客の輸送を目的とするチャーター便の運航事業助成要件：茨城空港の定期路線の誘致又は運航再開に資すると認められる路線であること。ただし、既に定期便（定期プログラムチャーターを含む）が就航している地域を除く。対 象 者：チャーター機を用機する旅行業者 | 助成額：提供座席（実績）1席当たり5,000円以内（1往復） | ○複数の旅行業者で共同して用機する場合は、助成額を各社の提供座席数により按分する。なお、この場合は、各社それぞれから交付申請することができる。（算出方法）按分率＝申請者の提供座席数／当該チャーター便の総提供座席数×１００○他空港とのオープンジョー又は片道フェリー便の場合は、助成額を半額とする。 |
| インバウンドチャーター | 対象事業：茨城空港において、インバウンド旅客の輸送を目的とするチャーター便の運航事業助成要件：茨城空港の定期路線の誘致又は運航再開に資すると認められる路線であること。ただし、既に定期便（定期プログラムチャーターを含む）が就航している地域を除く。：県内宿泊施設に１泊以上宿泊すること。対 象 者：チャーター機を用機する旅行業者 |
| 双方向チャーター | 対象事業：茨城空港において、アウトバウンド旅客及びインバウンド旅客の両方の輸送を目的とするチャーター便の運航事業助成要件：アウトバウンドチャーター及びインバウンドチャーターそれぞれの助成要件によるものとする。　　　　　対 象 者：①アウトバウンド　チャーター機を用機する旅行業者②インバウンドチャーター機を用機する旅行業者①及び②それぞれから交付申請ができる。 |